

第4章 計画の具体的な内容

<基本目標1>

基本理念の共有化による地域福祉の推進を図ります

地域福祉の推進のためには、行政・事業者・市民それぞれが住んでいる地域のことを考え、地域の課題を共有化することが必要です。また、地域において手助けを必要としている人たちがいることを認識し、その人たちにどのような支援を行うことができるかを一人ひとりが考え、行動に移す必要があります。

<具体的な施策>

① 基本理念の共有化の推進

基本理念の共有化のためには、一人ひとりが地域の課題について理解を深め、福祉に関する意識が向上することにより、活動の担い手として主体的に活躍できることが必要です。

「地域福祉学習会」の開催や、あわせて、市ホームページ等を通じ、地域福祉に関する普及啓発活動を推進します。

② 福祉教育の推進

地域福祉推進のためには、子ども達が地域福祉を理解し、自分たちも積極的に福祉活動に参加することが必要です。

小中学校での総合学習により、福祉教育の推進を図っていきます。また、社会福祉協議会では、児童生徒のボランティア活動普及のための事業を行っていることから、社会福祉協議会と連携しつつ、この事業のさらなる推進を図っていきます。

＜基本目標2＞

地域における福祉サービスの適切な利用を促進します。

1. 福祉に関する相談体制の充実

市に設置している相談窓口は、高齢の方や障がいのある方、お子さんに関することなど、各種窓口を設置していますが、地域で安心して暮らすためには、気軽に相談できる体制が必要となります。日々変化する福祉ニーズに的確に対応するため、相談体制の充実を図っていきます。

＜具体的な施策＞

① 相談窓口体制と機能の充実

ア 子ども相談窓口

総合相談事業として相談窓口に専門職（保健師・家庭児童相談員）の設置をする等体制の充実に取り組んでいます。引き続き相談事業の充実を図っていきます。

イ 障がい者（児）相談窓口

相談窓口への専門職（社会福祉士）の配置や、組織見直しによる障がい福祉課の設置を行いました。引き続き相談窓口の充実とともに、関係機関との連携を強化していきます。

発達に不安のある幼稚園等の園児に対する相談支援や、乳幼児健診時の発達相談など、各種相談事業を実施し、事業の充実を図っていきます。

ウ 高齢者・介護保険総合窓口

高齢者とその家族を対象とした相談窓口として、専門職（保健師・社会福祉士）を配置し、高齢者の自立支援や介護保険、福祉サービスなどの相談支援や、関係機関との連絡調整を実施しています。これらの相談体制の推進を図っていきます。

② 地域での相談機能の充実

高齢者の相談については、地域の生活圏域毎 3 カ所に設置された地域包括支援センターにおいて、配置された専門職（主任ケアマネジャー・看護師等・社会福祉士）が、介護や福祉に関する様々な支援を継続的に行ってています。また、障がいのある方については、北海道障がい者条例に基づく地域相談員の設置や、障がい者総合相談支援センターの設置により、相談機能の充実を図っています。子どもに関する相談については、地域交流保育事業により相談機能を持たせています。これらの相談

機能について推進を図っていきます。

民生委員児童委員は、地域での身近な相談相手として職務を行っています。民生委員児童委員制度の周知を図るとともに、身近な相談相手として機能できるよう施策を推進します。

③ 情報提供の充実

福祉サービスの情報提供は、必要な福祉サービスの情報を容易に入手するためにも必要です。障がい福祉分野で関係組織・団体について、冊子による情報提供、また社会福祉協議会でホームページ等を活用した情報提供を行っていますが、市広報誌やホームページの活用のほか、コミュニティーFM放送の活用など、情報提供の充実を図っていきます。

2. 地域福祉のネットワークの構築

市と市内関係機関による包括ケア会議を開催し、情報交換、サービス調整を行っています。また、高齢者や子ども、障がい者についても、関係機関とネットワークを組み、連携を図っています。今後も、この体制の充実強化を図っていきます。

＜具体的な施策＞

① 相談機関のネットワーク化の推進

障がい者総合相談支援センターと関係機関との連携、高齢者虐待防止ネットワーク会議、認知症グループホームネットワークの会等の設立などにより、関係機関とのネットワーク化を行っています。引き続きネットワーク化の推進を図っていきます。

② 包括ケア会議の開催

今後においても会議を開催し、更なる保健・医療・福祉の連携強化を図っていきます。

③ 子どもや高齢者などへの虐待防止とDV防止の推進

高齢者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童ネットワーク協議会の設立により、子どもや高齢者などへの虐待防止に向けた取り組みを行っています。これらの虐待

防止に向けた取り組みを引き続き推進していきます。また、高齢者等のみならず、広い意味でのDV（ドメスティック・バイオレンス）への対応については、総合相談窓口等の設置などにより、施策を推進していくこととします。

④ 恵庭市SOSネットワーク

認知症のある方や障がいのある方などの行方不明に対し、警察や地域、行政が連携し事故を未然に防止、また早期発見・保護に努めています。

⑤ 成年後見ネットワーク

認知症により判断能力が不十分になんでも地域で暮らしていくよう、市民及び関係機関に対し制度理解の普及や、支援体制の整備を進めています。

3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム

介護保険制度や支援費制度などの創設により、福祉サービスは契約や選択による制度になりましたが、サービスを安心して利用するためには、苦情を言うことができる環境を整備することが必要です。また、福祉サービスを利用する方々には、認知症や知的障がいなどにより、必要なサービスを選択することが困難な人たちもいることから、これらの人たちを支援する制度が必要とされています。

第2期計画においても、これらの施策について推進を図っていきます。

<具体的な施策>

① 権利擁護の充実と成年後見制度の活用

恵庭市社会福祉協議会では、権利擁護事業として、日常生活上の判断能力に不安のある方の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理支援を実施しています。今後も、これらの事業の推進を図っていきます。

また、成年後見制度については、9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設置し、制度の普及啓発や学習会等を開催しています。今後も、この会議を通じて、制度の推進を図っていきます。

② 第三者評価と自己評価の促進

福祉サービス第三者評価とは、事業者の提供する福祉サービスについて第三者機

関が評価を行うことにより、サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの提供を促すために行われるものです。

恵庭市において、第三者評価を受けた事業所はありませんが、利用者が適切なサービスを選択するため、第三者評価の受診を事業者に働きかけるとともに、第三者評価の対象とならない事業者に対しては、自己評価を促進するよう働きかけを行います。

③ 苦情相談と解決方法の周知

介護保険サービスに不服がある場合の第三者機関の案内など、行政が行っているサービスに関する苦情を申し立てる方法についての周知を行っています。また、広く福祉サービスに対する苦情申し立て機関として、「北海道福祉サービス運営適正化委員会」が設置されています。この委員会は、高齢者や障がい者、子どもなど、福祉に関するサービスの苦情解決機関としての役割を担っています。この制度が有効に利用できるよう、情報提供の充実を図っていきます。

※「北海道福祉サービス運営適正化委員会」とは

北海道社会福祉協議会が設置する第三者機関で、福祉サービス（児童、障がい、高齢者などの方々が施設や在宅で利用するサービス）に関する苦情解決を行っています。

④ 個人情報の適切な取扱いの促進

市における個人情報の取扱いについては、恵庭市個人情報保護条例により運用がなされていますが、一方で地域福祉活動を進める上で、高齢者・障がい者・ひとり親家庭等の個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

北海道が策定した「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に係るQ&A」などを参考にしながら、取り扱うこととします。

＜基本目標3＞

地域における社会福祉事業の健全な発達を促します

1. 福祉サービス事業の育成

福祉サービスには、介護保険サービスや障がいのある方に対するサービスなど、各種サービスがありますが、公が提供するサービスのみならず、事業者が行うサービスも多々あります。事業者が提供するサービスが安定して供給できるよう、福祉事業の育成や健全化が求められていることから、これらの事業者が安定して事業を行うことができるよう、事業の育成に関する施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 福祉事業への参入促進に向けた情報提供

新規事業者の参入促進により、質の高いサービスを提供できるような施策の推進を図ります。

② シルバー人材センター活動の促進

高齢化社会の進展に伴い、高齢者世代の培った知識や経験を社会に還元していくとともに、高齢者の生きがいづくりの場として、シルバー人材センターは重要な意味をもちます。福祉サービスにおいては、配食サービスをシルバー人材センターに委託することにより、ひとり暮らし高齢者の安否確認など、地域福祉向上のための活動を行っています。今後とも、シルバー人材センター活動が促進されるよう、施策を推進していきます。

2. 福祉を担う人材の育成

多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉を担う人材の育成が重要となっています。福祉を担う人材としては、ボランティアの力も大きいものがありますが、それらを含め、人材の育成が図られるよう、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 福祉サービスを担う人材の育成

介護サービスに関する施設等事業所の職員を対象とした研修が実施されている

ほか、包括ケア会議の構成機関の職員を対象とした研修が実施されています。今後とも、施設等職員の研修などを通じ、人材の育成を図っていきます。

② 福祉人材の確保

福祉人材の確保については、事業者において募集を行っているところですが、北海道福祉人材センターの福祉人材無料職業紹介事業の周知を図ったり、福祉人材のネットワーク化への支援を行うことにより、継続した人材の確保を促進します。

＜基本目標4＞

地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

1. 恵庭市社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法において、社会福祉を目的とする事業への企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等の事業を行うことにより、地域福祉を推進する中心的団体として位置づけられ、行政サービスよりさらに地域に密着した事業を推進しています。また、高齢者虐待防止ネットワーク会議や障がい者地域自立支援協議会の構成メンバーとなるなど、地域福祉増進のための活動を行っています。社会福祉協議会の積極的な事業が展開されるよう、より充実した体制の整備について、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 社会福祉協議会との連携強化と地域福祉実践計画との連携

地域福祉活動を担う社会福祉協議会がその機能を十分に発揮し、地域福祉の更なる増進を図ることができるよう、連携の強化及び体制の整備を図っていきます。また、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画は、地域福祉の中核を担う役割の中で策定されたものであり、本計画の目指す姿を具体的な事業を通して実現しようとするものであることから、本計画との連携を図り、地域福祉の更なる推進に向け、施策を推進していきます。

2. 民生委員児童委員活動の推進

民生委員児童委員は、ひとり暮らしの高齢者等の家庭を訪問し、各種の相談に応じ、必要な助言を行うなど、地域の身近な「相談役」として、地域福祉の推進役に重要な役割を担っています。民生委員児童委員活動の周知を行うとともに、民生委員児童委員が決め細かな活動を行うことができるよう、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 民生委員児童委員活動の推進

民生委員児童委員は、地域福祉推進のために、様々な研修への参加する等、自己活動に対する研鑽を続けています。引き続き地域福祉の更なる推進のため、委員の

研修等を積極的に開催していきます。なお、民生委員児童委員活動の広報に努め、地域の人たちが安心して相談等を行うことができるような施策を推進していきます。

また、高齢者虐待防止ネットワーク会議、障がい者地域自立支援協議会等、関係機関により構成される組織のメンバーとして、地域を支える存在となっており、引き続きこれら関係機関との連携を深める施策を推進します。

3. 地域の力による福祉活動の推進

社会情勢や個々のライフスタイルの変化により、地域での交流やふれあいの希薄化等を要因とした孤独死や子育て家族などの孤立化が問題になっています。福祉サービスは行政や事業者により提供されていますが、地域に住み人たちが日々の暮らしを安心しておくるためには、市民同士のふれあいやコミュニケーションが必要不可欠です。これは、行政や事業者が提供するサービスでは実現しえないことです。つまり、そこに住む人たちが、自らの手で自分たちの地域を住みやすい環境にしていくことが、しいては地域の福祉向上に繋がることとなります。

本計画では、これら地域の力による福祉活動への働きかけや支援等を行うことにより、住みやすい地域を実現できるよう、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 積極的な地域の力による活動への支援

地域福祉活動は、行政だけではなく、そこに住む市民が自主的に行う必要がありますが、行政がその自主的な活動を尊重しつつ、支援体制を確立することも必要となります。市では、町内会・町内会連合会が行う共同福利事業・市政協力業務について自治活動交付金により、町内会等の自主的かつ継続的な活動を支援しています。

今後も、このような取り組みに対する支援を続けるとともに、新たな体制づくりについて検討を行います。

② 地域福祉活動のネットワーク化の促進

現在、町内会単位で地域での支え合いを主とした「小地域ネットワーク活動」が行われています。更に学校等と連携を図り、地域住民が容易に参加できるネットワークづくりを推進していきます。

③ 市民の集える場所づくり

身近な地域で気軽に集まれる居場所づくりとして、また介護予防の場として、恵庭市社会福祉協議会では、「ふれあいサロン事業」を実施しています。この事業の継続・拡大に向け、施策を推進していきます。

④ 公私協働の推進

市では公私が協働して行う事業を展開しています。公私がそれぞれの役割を自覚しつつ、お互いに協働することにより、福祉サービスの向上が図られるよう、施策を推進します。

⑤ 世代間の交流促進

老人クラブと保育園とのふれあい事業、中高生と親が乳幼児とのふれあいの中で行う事業など、世代間の交流が促されるような施策を行っています。今後とも、これらの事業の推進を図ります。

⑥ 地域の人的資源の有効活用

人生経験豊かな方が永年培ってきた知識と経験を生かす取組みとして「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりが行われています。地域資源の発掘と人的資源の活用を図るため、この制度の活用について、今後検討していきます。

⑦ 新しいコミュニティ創りの促進

(仮称) 黄金地域交流センター基本計画において、地域の人々が気軽にふらっと立ち寄ることができ、偶然の出会いや世代間の交流が生まれる「ゆるいコミュニティ」創りを目指しています。地域住民が参加する管理・運営を行うための協議を行う組織を構成し、新しいコミュニティ創りの促進を図っていきます。

⑧ 掲示板や回覧板等の積極的な活用

地域活動への広報手段として、公共施設等での掲示板や、町内会への回覧板が活用されていますが、タイムリーな情報伝達とはなっていません。今後は、市ホームページの活用など、より具体的で見やすい情報伝達方法のシステムづくりを検討していきます。

4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の促進

恵庭市社会福祉協議会では、ボランティアの受給調整を行う「ボランティアセンター」が設置され、各種ボランティアに係る取り組みを行っています。今後も、ボランティア活動に対し、支援と協力をていきます。また、新たな担い手としてNPO団体の活動に期待が高まっています。本市においてもNPO団体が設立されていますが、具体的な仕組みづくりはできていません。今後は、これらNPO団体との仕組みづくりについて、検討していきます。

＜具体的な施策＞

① ボランティアセンターの機能強化

ボランティアセンターがボランティア活動を始めるためのきっかけとなるよう、センターの情報提供や相談機能の促進により、施策を推進していきます。

② ボランティア活動の推進

ボランティアに関心のある方々へのきっかけづくりとしてのボランティア体験プログラムの実施や、ボランティア活動に安心して取組むことができるための研修会の開催など、ボランティア活動が更に活性化するよう、施策を推進していきます。また、ボランティアの担い手として、いわゆる団塊の世代といわれる人たちや、小中高生に対し、ボランティア活動への参加促進や支援について、取り組みを強化します。

③ NPO活動の支援

新たなサービス供給主体として期待されるNPO団体の活動について、支援のあり方について検討します。また、ボランティア団体とNPO団体のネットワークづくりについて、その仕組みづくりを検討します。

＜基本目標5＞

これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

1. 魅力あるまちづくり

第4期恵庭市総合計画では、水と緑と花に彩られた都市環境の中で快適な生活空間を創造すべく、各種施策を推進することとしています。花を育てることは人を育てることと同じです。愛情をこめて、しっかりと成長するよう手間をかけなければなりません。地域福祉計画でも、そこに住む人たちが、まわりの人たちと手をとりあって、協力しあいながら地域を住みやすい環境にすることが最も必要なこととしています。

大輪の美しい花がまちを彩り、美しい環境が生まれるように、地域においても人々が協力しあい、住みやすい環境を創造することができるよう、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 子育て支援のまち

子どもを安心して産み育てることができるまちとして、妊娠・出産期からの健康づくり支援、乳幼児や家庭のための各種健診事業や育児相談・教室事業、親子の居場所づくり事業など、各種施策を実施しています。これらの施策の充実を図っていきます。

② 花のまち 恵庭

花のまちづくりは、身近な自然環境や地域の歴史や文化を大切にするとともに、快適で質の高い生活と美しい地域をつくりながら、まちを発展させていくことを目的としています。身近な例でいえば、花壇の花植えなどを通じ、地域の人たちが花を通して交流することができることが、地域の人たちのつながりができ、新たな一体感が生まれることとなります。このような花のあるまちづくりが、地域福祉の発展に生かされるよう、施策を推進していきます。

2. 福祉でまちづくり

本市では、バリアフリー基本構想や地域公共交通総合連携計画により、暮らしやすい環境づくりの推進を行っています。これらの計画に基づき、暮らしやすい環境整備

の推進を図っていきます。

<具体的な施策>

① ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進

市では、恵庭市交通バリアフリー基本構想を策定し、恵庭駅周辺地区や恵み野駅周辺地区の駅舎・自由通路などのバリアフリー化整備を進めてきました。平成22年3月に、市の移動円滑化（バリアフリー化）を子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わりなくすべての市民誰もが、いきいきと健康に暮らし続けることのできるまちづくりを目指すため、「恵庭市バリアフリー基本構想」を策定しました。この構想に基づき、バリアフリー化の推進を図っていきます。

② 交通環境の整備

市では、「恵庭市地域公共交通総合連携計画」を策定し、公共交通の効率化のみならず、高齢化社会における足の確保、交通空白地域・不便地域における生活交通の確保など、地域での生活に必要な機能の集約により、徒歩や自転車で安全に生活することのできるまちづくりを推進しています。この中で、エコバスの再編や乗合タクシーの実証運行など、交通環境の整備について検討しています。高齢者等が利用しやすい交通体系の整備について、検討をしていきます。

③ きれいなまちづくりの推進

きれいなまちづくり条例に基づき、市民・事業者・市が協働して行う「5・30クリーンウォーキング」を毎年実施するなど、地域の環境美化の促進をはかっています。

④ 就労情報提供と支援

就労機会の増進のため、ハローワーク千歳と市が共同で設置した「ジョブガイドえにわ」を開設し、就労機会を得ることが難しい高齢の方にも、身近に相談できる場が設けられました。今後は、ジョブガイドと連携し、求職活動が行いやすい環境づくりに取組みます。

3. 災害時に備えたまちづくり

自然災害等の発生時において、高齢者世帯や障がい世帯、乳幼児などの子どものいる世帯は、災害時における救護が最も必要となります。市で作成している「災害時要援護者支援プラン」に基づき、適切な援助ができるよう体制の整備を図ります。

＜具体的な施策＞

① 災害時要援護者の支援

災害時において、高齢者など支援を必要とする人たちを救護する「災害時要援護者支援プラン」が策定されています。このプランにおいては、支援を必要とする人たちの把握、支援を必要とする人たちの情報共有に関する事項等が掲載されています。実際の支援は、地域の人たちで組織される「自主防災組織」が行うこととなります。自主防災組織は設立されつつありますが、今後もこの組織の設立が促進されるよう、推進を図っていきます。

また、災害時においては、ボランティアの力が大きいものがあります。災害時におけるボランティア受け入れ体制等について、今後検討していくこととします。

4. 安全で安心なまちづくり

犯罪や交通事故のない、安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、「安全で安心なまちづくり推進計画」を策定しています。この計画に基づき、地域での防犯体制等について、推進を図っていきます。

＜具体的な施策＞

① 地域の防犯活動の推進と防犯体制の充実

犯罪のない安全に安心して暮らすことのできる社会の実現は、地域に暮らす人たちにとって重要なことの一つです。市では、警察、防犯協会連合会などの関係機関と連携を図るとともに、地域安全ニュースなどで広報を行っています。また、子どもたちに安全・安心な地域となるよう、セーフティーハウス事業を行っています。

平成21年12月に制定した「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」に基づき、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」を策定しています。今後は、この計画に定められている施策に基づき、安全で安心なまちづくりを推進していきます。